

区民委員会情報連絡

令和2年9月30日

情報連絡事項	頁
1 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の延長 について	2
2 令和元年度後期高齢者医療保険料の収納率等について	4

(区 民 部)

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>1 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の延長について</p> <p>所管課 【国民健康保険課、高齢医療・年金課】</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 傷病手当金の概要</p> <p>(1) 対象者【変更なし】</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者</p> <p>(2) 支給額【変更なし】</p> <p>直近の継続した3月間の給与等収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数）</p> <p>(3) 適用期間</p> <p>※ 療養のため労務に服することができない期間</p> <p>延長前：令和2年1月1日～9月30日</p> <p>延長後：令和2年1月1日～12月31日</p> <p>2 支給手続【変更なし】</p> <p>(1) 国民健康保険</p> <p>足立区国民健康保険課への郵送申請を原則とする。労務に服することができなかった際の状況を聴き取りのうえ、希望者に申請書類一式を送付する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合への郵送申請を原則とする。</p>	<p>施行期日 令和2年9月公布の日から施行</p>	<p>区広報紙 (9/25号)</p> <p>区ホームページ</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ</p>

区へ相談で来庁した場合には、記載内容を確認の上、郵送用申請封筒（広域連合にて作成）をお渡しする。

3 規則改正等

(1) 足立区国民健康保険

「足立区国民健康保険条例施行規則」令和2年9月18日公布

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日及び適用期間の終期を定める規則の一部を改正する規則」令和2年9月1日公布

※ 申請書類の受付等の事務が発生しないため
「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。

4 申請状況

(1) 国民健康保険

ア 問合せ	39件
イ 申請書送付	25件
ウ 受付	8件

令和2年8月31日現在

(2) 後期高齢者医療制度

(東京都後期高齢者医療広域連合全体)

ア 問合せ	41件
イ 申請書送付	12件
ウ 受付	5件

令和2年8月31日現在

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容																																
2 令和元年度後期高齢者医療保険料の収納率等について 所管課 【高齢医療・年金課】	<p>令和2年8月区民委員会で報告した「令和元年度特別区税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納率等について」のうち、後期高齢者医療保険料における23区順位が判明したので下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(単位:千円 下段は前年度との増減、順位は前年度順位)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">区 分 種 別</th> <th style="width: 15%;">調定額</th> <th style="width: 15%;">収納額 (※1)</th> <th style="width: 15%;">収納率 (%)</th> <th style="width: 15%;">不納欠損額</th> <th style="width: 10%;">目標収納率 (%) 2年度 (元年度)</th> <th style="width: 5%;">23区 順位</th> <th style="width: 5%;">収納率 伸び幅 順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現年分</td> <td style="text-align: right;">6,178,702 (267,329)</td> <td style="text-align: right;">6,115,658 (273,224)</td> <td style="text-align: center;">98.98 (0.15)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">98.99 (98.84)</td> <td style="text-align: center;">13 (16)</td> <td style="text-align: center;">3 (7)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期高齢者 医療保険料 滞 納 繰越分</td> <td style="text-align: right;">126,842 (△11,842)</td> <td style="text-align: right;">50,717 (△11,999)</td> <td style="text-align: center;">39.98 (△5.24)</td> <td style="text-align: right;">34,670 (3,139)</td> <td style="text-align: center;">50.00 (50.00)</td> <td style="text-align: center;">13 (10)</td> <td style="text-align: center;">21 (10)</td> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">6,305,544 (255,487)</td> <td style="text-align: right;">6,166,375 (261,225)</td> <td style="text-align: center;">97.79 (0.19)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">97.11 (97.82)</td> <td style="text-align: center;">13 (15)</td> <td style="text-align: center;">7 (6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 収納額は還付未済額を含む</p>	区 分 種 別	調定額	収納額 (※1)	収納率 (%)	不納欠損額	目標収納率 (%) 2年度 (元年度)	23区 順位	収納率 伸び幅 順位	現年分	6,178,702 (267,329)	6,115,658 (273,224)	98.98 (0.15)		98.99 (98.84)	13 (16)	3 (7)	後期高齢者 医療保険料 滞 納 繰越分	126,842 (△11,842)	50,717 (△11,999)	39.98 (△5.24)	34,670 (3,139)	50.00 (50.00)	13 (10)	21 (10)	合計	6,305,544 (255,487)	6,166,375 (261,225)	97.79 (0.19)		97.11 (97.82)	13 (15)	7 (6)
区 分 種 別	調定額	収納額 (※1)	収納率 (%)	不納欠損額	目標収納率 (%) 2年度 (元年度)	23区 順位	収納率 伸び幅 順位																										
現年分	6,178,702 (267,329)	6,115,658 (273,224)	98.98 (0.15)		98.99 (98.84)	13 (16)	3 (7)																										
後期高齢者 医療保険料 滞 納 繰越分	126,842 (△11,842)	50,717 (△11,999)	39.98 (△5.24)	34,670 (3,139)	50.00 (50.00)	13 (10)	21 (10)																										
合計	6,305,544 (255,487)	6,166,375 (261,225)	97.79 (0.19)		97.11 (97.82)	13 (15)	7 (6)																										